

滑川市と富山大学との連携協力に関する包括協定書

滑川市（以下「甲」という。）と国立大学法人富山大学（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域のより一層の飛躍・発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、文化、教育・研究、環境、産業、まちづくり、健康、国際交流等のさまざまな分野において、人的交流及び知的・物的資源の相互活用その他の連携協力を推進することにより、それぞれの活動の充実を図るとともに、地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携協力を進めるものとする。

- (1) 人的交流の促進
- (2) 知的・物的資源の相互活用
- (3) 共同による事業の実施
- (4) その他前条の目的を実現するために必要な連携協力

（連携窓口）

第3条 前条の連携協力を円滑かつ効果的に進めるために、甲と乙の双方に窓口を設置し、連携協力を進めるにあたり必要な連絡調整を行う。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1月前までに、甲と乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに5年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲と乙が協議し決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ1通を保有する。

令和8年8月18日

甲 滑川市長

水野 達夫

乙 国立大学法人富山大学長

齋藤 滋